

令和8年度 加美町学校部活動地域展開等推進事業実施要領

1 目 的

加美町の学校部活動の地域展開を進める上で、将来的にも生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を保障できる環境を整備するため、国の「令和8年度地方スポーツ振興費補助金（運動部活動の地域展開等推進事業）」を活用し、「加美町認定地域クラブ活動」による休日の活動体制を構築する学校部活動地域展開等推進事業を実施する。そして、その成果や課題を検証しながら、加美町の学校部活動地域展開の推進を図る。

2 事業期間

令和8年4月から令和9年3月までとする。

3 事業について

（1）加美町認定地域クラブ活動による休日の活動体制の構築

加美町認定地域クラブとしての活動を希望する団体を募集し、休日の活動体制を構築する。

（2）対象とする団体

加美町の学校部活動の地域展開に賛同し、国が定める「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（R07.12）を遵守した活動を行っている団体で、次のような団体を想定する

- ・既存の団体で、平日・休日ともに活動している団体
- ・既存の団体で、休日のみ活動している団体
- ・既存の団体で、平日のみ活動している団体
- ・新たに地域クラブを設立しようと考えている団体

- ①町内にある既存のスポーツ少年団単位団を、加美町認定地域クラブとして認定し、休日の運営・指導体制を構築する。
- ②NPO 法人かみジョイの地域クラブを、加美町認定地域クラブとして認定し、休日の運営・指導体制を構築する。
- ③任意のスポーツ・文化芸術団体を、加美町認定地域クラブとして認定し、休日の運営・指導体制を構築する。

※令和7年度にかみジョイに登録した、中新田器械運動教室、中新田 B&G カヌーCLUB、加美陸上クラブ、色麻柔志館については、継続実施とする。

※認定する競技種目、文化活動は、現在町立中学校に設置されている部活動の種類を基盤とする。

（野球、サッカー、ソフトボール、ソフトテニス、バスケットボール、バレーボール、卓球、剣道、吹奏楽、美術）

（3）認定について

※認定は「加美町地域クラブ活動に関する認定制度に係る要綱」（別紙）による。

①認定要件

- i 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ii 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- iii 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- iv 適切な指導の実施体制が確保されていること
- v 適切な安全確保の体制が確保されていること
- vi 適切な運営体制が確保されていること
- vii 学校等との連携が適切に行われていること

②事務手続き

加美町認定地域クラブとしての活動を希望する団体は、加美町認定クラブ活動誓約書兼申請書(様式第 1-1 号)、加美町学校部活動地域展開等推進事業実施申請書・活動計画書(様式第 1-2 号)、加美町認定地域クラブ活動認定要件確認書(様式第 2 号)、認定地域クラブ活動参加者名簿(様式第 1-3 号)をかみジョイ事務局、スポ少事務局を通して町教育委員会に提出する。

町教育委員会より認定が得られた地域クラブ活動は、「加美町認定地域クラブ活動」として加美町学校部活動地域展開等推進事業に取り組む。

③想定される認定の効果

- i 生徒・保護者への町教育委員会からの情報提供
- ii 地域クラブ活動の運営等への公的支援（補償制度、財政支援、学校施設等の優先利用と使用減免、学校備品の活用等）
- iii 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の許可
- iv 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

(4)予算措置

- ・町教育委員会は、加美町認定地域クラブとして決定した団体の指導者に、報酬として、1 回の休日の活動(指導)につき、一人当たり時給 1,600 円を支払うものとする。(最大 3 時間)
- ・指導者数の上限は、指導対象の生徒数が 1 人～20 人の場合は 2 人、21 人以上の場合は 3 人とする。(宮城県部活動指導員時給 1600 円)
- ・報酬の上限としては、月 4 回分までとする。
- ・兼職兼業により地域クラブでの指導を希望する学校の教職員についても報酬の支払いの対象とする。休日部活動指導の特殊勤務手当の対象外となることに注意する。

地域クラブ所属生徒数	活動 1 回当たりの指導者数上限	月ごと報酬上限
1 人～20 人	2 人	1,600 円×3 時間×2 人×4 回
21 人以上	3 人	1,600 円×3 時間×3 人×4 回

- ・町教育委員会は、加美町認定地域クラブとして認定した団体の指導者のスポーツ安全保険料(2000 円)及び、参加する生徒のスポーツ安全保険料(800 円)を補助する。
- ・参加する生徒のかみジョイ登録料(3000 円)及び、スポ少登録料(加美町スポ少登録料 850 円、

国・県スポ少登録料 700 円) は、自己負担とする。

(5) 月ごとの活動計画、活動報告

加美町学校部活動地域展開等推進事業の活動に当たっては、毎月 7 日までに、前月の「加美町学校部活動地域展開等推進事業 活動報告書」(様式第 1-4 号)と翌月の活動予表(様式第 1-5 号)(各団体任意様式可)を作成し、町教育委員会と学校に提出する。

活動計画表に示した内容に変更があった場合は、速やかに学校へ連絡をする。また、学校行事等との関連で活動ができない日は事前に学校に確認し、活動計画表に反映させる。

(6) 指導者について

- ・指導者は、各競技種目や活動団体の運営に必要な公的資格、又は指導経験を有する者とする。
- ・指導者は、子供たちの心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)を徹底する。
- ・指導者は、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むという学校部活動の本来の趣旨を忘れず、バランスのとれた指導を行う。
- ・指導者は、暴言、暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶に取り組む。
- ・指導者は、県や関係機関が主催する研修会等に積極的に参加し、資質向上に努める。
- ・指導者は、「町の方針」等を熟読し、自身の指導に反映させ、子供たちの健全育成に努める。

(7) 参加生徒の募集について

町教委：町のホームページ等を通して、学校、児童生徒、保護者に随時情報提供を行う。

実施団体：学校との連携を密にし、積極的に情報発信を行い、参加者を増やす努力をする。

学 校：休日の過ごし方の指導を通して、休日の地域クラブ活動の情報提供を行う。

(8) 担当者による巡回

町教育委員会職員が巡回し、推進事業の活動の様子を確認し、関係者間の連絡調整及び情報の共有を図る。

4 留意事項

(1) 実施団体及び指導者は、町教育委員会及び学校との連携を密にし、定期的に連絡調整(情報共有)を行う。

(2) 学校の教職員が指導者として参加する場合は、所属長の承認を得た上で、教育委員会に兼職兼業届を提出し、許可を得て参加する。

加美町学校部活動地域展開等推進事業 活動報告書

加美町教育委員会 様

月活動分

団体名	
団体代表者名	

活動日	指導者	指導場所	指導時間	参加人数	主な活動内容
日 土			～	人	
日					
日 日			～	人	
日					
日 土			～	人	
日					
日 日			～	人	
日					
日 土			～	人	
日					
日 日			～	人	
日					
日 土			～	人	
日					
日 日			～	人	
日					

伝達事項	
------	--

令和 年 月 日

記入者 :

【留意事項】

- 週当たり2日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- 休日の活動時間は3時間以内とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
※土曜日に部活動、日曜日に地域クラブ活動は認められない。また、午前中に部活動、午後に地域クラブ活動も認められない。
※やむを得ない事情等により土日とも活動した場合は、他の週を休養日とする。
- 報告書は、毎月7日までに、町教育委員会と学校へ提出する。また、その時に翌月の活動予定表（様式は任意）も提出する。

加美町学校部活動地域展開等推進事業 活動報告書

加美町教育委員会 様

記入例

月活動分

団体名	加美〇〇クラブ
団体代表者名	〇〇 〇〇

活動日	指導者	指導場所	指導時間	参加人数	主な活動内容
7 日 土	〇〇 〇〇	中新田中体育館	9:00 ~ 12:00	8 人	体づくりトレーニング
日					各種シュート練習
日 日			~	人	
日					
日 土			~	人	トレーニング
日					連携プレーの練習
15 日 日	〇〇 〇〇	中新田体育館	9:00 ~ 12:00	12 人	ゲームの練習
日	△△ △△				
22 日 土	〇〇 〇〇	三本木体育館	9:00 ~ 16:00	12 人	〇〇杯選手権大会
日	△△ △△				
日 日			~	人	
日					
日 土			~	人	
日					
日 日			~	人	
日					

伝達事項	22日の大会において、準優勝をした。 鳴峰中の〇〇〇〇君が優秀選手賞を受賞した。 中新田中の△△△△君が捻挫をした。応急手当をし、保護者に引き渡した。
------	---

令和 年 月 日

記入者 : 〇〇 〇〇

【留意事項】

- 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- 休日の活動時間は3時間以内とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
※土曜日に部活動、日曜日に地域クラブ活動は認められない。また、午前中に部活動、午後に地域クラブ活動も認められない。
※やむを得ない事情等により土日とも活動した場合は、他の週を休養日とする。
- 報告書は、毎月7日までに、町教育委員会と学校へ提出する。また、その時に翌月の活動予定表（様式は任意）も提出する。

加美町学校部活動地域展開等推進事業 活動計画表
様

月活動分

団体名	
団体代表者名	

活動予定日	指導者	指導場所	指導時間	参加予定人数	主な活動予定
日 土			～	人	
日					
日 日			～	人	
日					
日 土			～	人	
日					
日 日			～	人	
日					
日 土			～	人	
日					
日 日			～	人	
日					
日 土			～	人	
日					
日 日			～	人	
日					

伝達事項	
------	--

令和 年 月 日

記入者 :

【留意事項】

- 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- 休日の活動時間は3時間以内とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
※土曜日に部活動、日曜日に地域クラブ活動は認められない。また、午前中に部活動、午後に地域クラブ活動も認められない。
※やむを得ない事情等により土日とも活動した場合は、他の週を休養日とする。
- 報告書は、毎月7日までに、町教育委員会と学校へ提出する。また、その時に翌月の活動予定表（様式は任意可）も提出する。

加美町学校部活動地域展開等推進事業 活動計画表

様

記入例

月活動分

団体名					
団体代表者名					

活動予定日	指導者	指導場所	指導時間	参加予定人数	主な活動予定
3 日 土	〇〇 〇〇	中新田体育館	9:00 ~ 12:00	12 人	トレーニング
日	△△ △△				連携プレーの練習
日 日			~	人	ゲームの練習
日					
10 日 土	〇〇 〇〇	セキスイハイムスーパーアリーナ	8:30 ~ 15:30	12 人	〇〇選手権大会
日	△△ △△				
11 日 日	〇〇 〇〇	セキスイハイムスーパーアリーナ	8:30 ~ 16:00	12 人	〇〇選手権大会
日	△△ △△				
日 土			~	人	前週大会参加のため休養
日					
日 日			~	人	
日					
24 日 土	〇〇 〇〇	中新田体育館	9:00 ~ 12:00	12 人	トレーニング
日	△△ △△				連携プレーの練習
日 日			~	人	ゲームの練習
日					

伝達事項					
------	--	--	--	--	--

令和 年 月 日

記入者 :

【留意事項】

- 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- 休日の活動時間は3時間以内とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
※土曜日に部活動、日曜日に地域クラブ活動は認められない。また、午前中に部活動、午後に地域クラブ活動も認められない。
- ※やむを得ない事情等により土日とも活動した場合は、他の週を休養日とする。
- 報告書は、毎月7日までに、町教育委員会と学校へ提出する。また、その時に翌月の活動予定表（様式は任意可）も提出する。